

「大阪市立九条南小学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな人間性をはぐくみ、明るく生きぬくための意欲・態度・能力」育成のために「九条南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えられる。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることをめざす。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ② 一人一人が活躍できる集団づくり（学級経営の充実）
- ③ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を増やす。
- ④ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会を増やす。
- ⑤ 社会参画活動の推進

- (2) 自己有用感を高めるために
 - ① 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
 - ② 地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、他学年との異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの未然防止に努める。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成
 - ① 一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
 - ② 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
 - ③ 見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを教える。
 - ④ 学校外の体験活動（社会教育、地域社会）への参加奨励を行う。学校外の様々な体験活動を通して集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
- (4) 情報モラルに関する取組について
 - ① 他人の誹謗中傷は、友達の気持ちを傷つけることの重大さを日ごろから子どもに伝える。
 - ② 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。
 - ③ 携帯電話やインターネット、ゲーム機を使うマナー、ルール作りについて家庭への啓発を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) いじめの早期発見
 - ① いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - ② いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施する。
 - ③ アンケート実施後に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - ④ いじめ（虐待）防止校内委員会において、相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめに対する措置
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた教職員は、管理職と協議の上、全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに関係教職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する教職員を複数選任する。
- 必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、校内委員会で協議し、校長が決定する。
- 事実関係が把握された時点で、校内委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- すべての指導及び支援について、組織的に対応する。

(2) 指導・支援を行うにあたっての留意事項

—いじめられた児童とその保護者への支援—

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して、いじめられた児童の保護者の思いに寄り添い、精一杯理解する。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

—いじめた児童への指導又はその保護者への支援—

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対し懲戒を行うことも検討する。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応する。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

—集団への働きかけ—

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織 【いじめ・虐待校内委員会】

＜構成＞ 校長・教頭・教務主任・保健主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭・人権教育主担者・該当学年担任

- ＜役割＞
- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜校内研修会の実施＞（年間計画）

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査
- ② 保護者対象いじめアンケート調査
- ③ 児童からの聞き取り調査(児童理解)【研修会】
 - ・ 人権教育実践研修会（ 随時 ）
 - ・ 生活指導関連研修会（ 随時 ）

< 校内研修の充実 >

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全教職員で共通理解を図る。
- ・ 教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を計画的に実施する。
- ・ スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家と連携を図る。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校協議会委員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

② 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

③ 警察との連携

- ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

④ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

⑤ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

(3) 取組内容の検証

① 学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

② 校内におけるいじめの防止等に対するP D C Aサイクル等 いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

③ 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

7. 重大事案への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

(1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

＜組織の構成＞

※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、教育委員会の指示・支援・協力を得る。

(具体的な調査組織の構成員については大阪市教育委員会の指示を仰ぐ)

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・ 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校安全管理マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・ 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く教育委員会を通じて市長に報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ教育委員会、警察署、こども相談センター等、その他関係機関と連携を図りながら進めていく。

※ いじめ早期発見・解決についての流れ

